

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、申立期間当時、地区役員の集金により、夫婦二人分の国民年金保険料をほかの税金等と一緒に納付していた。申立期間の前後の保険料は納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1年と短期間である上、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付しており、申立人が一緒に保険料を納付していたと申述しているその夫の申立期間及びその前後の保険料も納付済となっている。

また、オンライン記録により夫婦ともに保険料の収納年月日が確認できる申立期間直後の昭和61年4月から63年4月までの約2年間については、収納日が夫婦とも同じ日になっていることから、申立人の申述のとおり夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなどを踏まえると、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月

私の所持している年金手帳には昭和44年4月から45年3月までの間の保険料を前納した領収印があるが、44年11月に会社に就職したため、社会保険事務所（当時）から同年10月から45年3月までの保険料1,500円が還付された。このため、申立期間である44年10月の保険料が役所側の誤還付により未納となってしまったものと思われる。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間の保険料収納に係る検認印が認められ、申立人が当該期間において国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間は、オンライン記録及び申立人の申述内容によると、事業所に勤務しておらず厚生年金被保険者期間ではないことから、国民年金の強制被保険者となる期間である上、保険料が還付される以前は、A市の国民年金被保険者名簿によると納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 42 年 1 月まで

私は、会社を退職し、昭和 39 年頃に町内の集金人に参加を勧められて国民年金に加入し、保険料は 2 か月ないし 3 か月ごとに 300 円くらいを集金人に納付していた。その際、集金人がピンク色の紙に印鑑を押していた。国民年金手帳が交付されたのは 42 年頃だが、受給手続を代行してもらった金融機関の女性は「大丈夫、つながりますよ。」と言っていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年頃に、町内の集金人に参加を勧められて国民年金に加入し、その集金人はピンクの用紙に押印して国民年金保険料の納付を確認していたと申述しているが、申立期間の保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の手帳記号番号は昭和 42 年 3 月に A 村（現在は、B 市）で払い出されており、同村の国民年金被保険者名簿によると、同年 2 月 16 日に任意により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付したとする集金人について、よく覚えていないと申述していることから、申立期間当時の申立人の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 842 (事案 44 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から 14 年 3 月まで

前回の申立てについて、国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない旨の通知を受け取ったが、申立期間の保険料は、平成 13 年の秋頃(平成 13 年 10 月頃)に社会保険庁(当時)から黄色い封筒で 1 年分の納付書が送られてきたので、同年 12 月に A 郵便局(当時)の窓口で一括して納付したはずである。申立期間の保険料について、納付していたと認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、平成 13 年 12 月に A 郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているが、i) 通常、国民年金第 3 号被保険者には納付書は送付されない上、平成 13 年当時は、B 町役場(当時)の収納代理金融機関として郵便局が指定されておらず、現年度の国民年金保険料を取り扱うことはできないことから、当時、申立人が保険料を納付する手段は無かったものと認められること、ii) 平成 13 年度は収納事務はまだ市町村が取り扱っていたため、社会保険庁から現年度の国民年金保険料納付書が送付されることは無いことに加えて、平成 13 年 12 月に保険料を納付したと主張しているにもかかわらず、申立人の平成 13 年分確定申告書の社会保険料控除欄にその旨の申告が無いこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、平成 13 年秋頃(平成 13 年 10 月頃)に社会保険庁から黄色い封筒で納付書が送られてきたことを新たに思い出したとして、再申立てを行ったものであるが、当該記憶と申立人から既に提出されている一連の関連資料の中からは、保険料納付を示す新たな事情は確認できない。

なお、申立人から前回の申立てで提出されている「国民年金第3号被保険者資格該当通知書」によると平成13年7月12日付で、同年4月1日に遡って第3号被保険者に該当していることが確認できることから、同年秋頃（平成13年10月頃）に社会保険庁から申立人に対して納付書が送付されるとは考え難い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1461 (事案 1085 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 24 日まで
前回、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与より低く記録されていたことから、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、一部期間を除き、記録訂正できない旨通知があった。
今回、前回より期間を短縮し、申立期間を昭和 57 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 24 日までとして申し立てるので、既に記録訂正された期間を含め、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てについて、前回の申立期間である昭和 49 年 11 月 1 日から平成 11 年 3 月 24 日までの期間のうち、3 年 2 月から 4 年 9 月までの期間については、申立人は給与明細書等を保管していないものの、同僚から提出された給与明細書によると、当該同僚は、当該期間において給与額がオンライン記録の標準報酬月額を超えている上、オンライン記録の標準報酬月額より 1 等級高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、また、4 年 6 月については、当該同僚も給与明細書を保管していない期間であるものの、その前後の期間の給与明細書において確認できる給与額及び保険料控除額の状況から判断すると、前後の期間と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 16 日付けで年金記録の訂正に関するあっせん通知が行われ、A社における申立人の標準報酬月額は、3 年 2 月から同年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 4 年 9 月までは 22 万円に訂正されている。

一方、前回の申立期間のうち、i) 昭和 49 年 11 月から平成 3 年 1 月ま

での期間については、申立人及び同僚は、いずれも給与明細書等を保管しておらず、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できないこと、ii) 4年10月から11年2月までの期間については、複数の同僚から提出された給与明細書等によると、いずれの同僚も、当該期間において控除された厚生年金保険料額がオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超えていないことから、既に前述の当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、前回より期間を短縮し、昭和57年4月1日から平成11年3月24日までを申立期間として再度申し立てているが、申立人から申立期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できる新たな資料の提出は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 10 日から 32 年 7 月 10 日まで
A社に昭和 31 年 3 月 10 日から 34 年 9 月 30 日まで継続して勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB健康保険組合は、当時の書類は残っていないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、複数の同僚は、自分の記憶している勤務期間より厚生年金保険の加入期間が短いと証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、「自分は、昭和 31 年 10 月頃に入社した。」と証言している同僚の当該事業所における被保険者資格取得日が、昭和 32 年 7 月 10 日となっていることを踏まえると、申立期間当時の当該事業所は、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 4 人は、いずれも「従業員が何千人といたなので、同時期に同じ部署で働いていなければ分からない。申立人の事は知らない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 26 日から 9 年 1 月 20 日まで
A社に平成 5 年 8 月 26 日から 9 年 1 月 20 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与支給明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、本人の転職希望により、平成 8 年 7 月 25 日に退職した。このため、同年 7 月 26 日付けで資格喪失届を提出している。」と回答しており、当該事業所から提供された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金資格喪失証明書に記載されている申立人の同事業所における被保険者資格喪失日（平成 8 年 7 月 26 日）は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格喪失日と一致している。

また、前述の被保険者資格喪失確認通知書によると、当該被保険者資格喪失の際に健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された預金通帳によると、オンライン記録の資格喪失月の翌月である平成 8 年 8 月以降については、当該事業所からの給与振込が確認できない。

なお、申立人から申立期間の給与支給明細書が提出されているところ、当該事業所は、「平成 7 年 7 月分から 8 年 2 月分までの給与支給明細書は、給与システムを変更した際の誤りで、実際の支給年月から 1 年後の年月が表示されている。」と回答している上、申立期間に同事業所で勤務していた同僚の給与支給明細書は、表示された年月が同一ながら、内容及び金額の異なる 2 種類の給与支給明細書（控）が存在することから、1 種類のみ

所持している申立人の給与支給明細書は、支給年月の表示が誤っている1年前の給与支給明細書であるものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで
⑥ 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給を受けていた給与より低額に記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録は前月より下がっているが、給与が前月より低額になったことはない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が相違していると主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①、申立期間②のうち昭和 38 年 8 月から 39 年 6 月までの期間及び申立期間③から⑥までの標準報酬月額については、A社から提出された申立人の従業員台帳に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額（又は、記載され

ているいずれかの額) が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること、又は当該標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、申立期間②のうち昭和 37 年 10 月から 38 年 7 月までの期間については、前述の従業員台帳に記載された申立人の厚生年金保険標準報酬等級による標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者名簿において、申立期間の標準報酬月額の記録が訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。